

平成29年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

平成30年3月6日

3月6日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 松 | 枝 | 和 | 夫 | 2番 | 越 | 川 | 定 | 勝 |
| 3番 | 富 | 澤 | 克 | 彦 | 4番 | 寺 | 島 | 美 | 幸 |
| 5番 | 飯 | 森 | | 孝 | 6番 | 片 | 野 | 壽 | 夫 |
| 7番 | 海 | 老 | 澤 | 武 | 9番 | 鶴 | 澤 | 幹 | 司 |
| 10番 | 林 | | 藤 | 江 | 11番 | 菅 | 谷 | 樹 | 雄 |
| 12番 | 内 | 山 | 勝 | 己 | 13番 | 篠 | 塚 | 正 | 悟 |
| 14番 | 高 | 木 | 甚 | 一 | 15番 | 伊 | 藤 | は | つ |
| 16番 | 高 | 木 | 重 | 樹 | 17番 | 伊 | 藤 | | 寛 |
| 18番 | 栗 | 林 | 利 | 男 | 19番 | 大 | 堀 | | 潔 |

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

- 8番 高 松 多可史

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	鴫	田	静 子
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名でございます。

欠席委員は、8番 高松多可史委員。したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは9番 鶴澤幹司委員、12番 内山勝己委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から6番です。

最初に1ページの整理番号1番、2番、3番、2ページの整理番号4番、3ページの整理番号6番の案件は、譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、売買または贈与により所有権移転を行うものであります。

次に、3ページの整理番号5番の案件は、譲渡人が経営移譲年金受給による使用貸借権の再設定であります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 議案第1号について、ご説明をいたします。

去る、2月27日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢で農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地に近い農地を取得し耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のために農地を売り渡し、農地所有適格法人である譲受人は、規模拡大により農業経営の基盤の安定化を図るため農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号4番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営規模縮小のために農地を売り渡し農地所有適格法人である譲受人は、規模拡大により農業経営の基盤の安定化を図るため農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため、売買を行おうとするのです。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、15番 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 整理番号6番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地で耕作不便なため、農地を処分したい意向があり譲受人は自宅に近接している農地を取得し、規模拡大を図りたいという意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する

意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページです。

整理番号1番、承継を伴う計画変更承認申請で、当初転用事業計画者が仕事の都合により転居が難しくなったため、専用住宅の建築を断念し新たな承継人が店舗用地および駐車場用地として計画変更するものです。

なお、本案件は議案第4号の整理番号5番に関連いたします。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

本案件については、現地調査を実施しました。

なお、議案第4号の整理番号5番に関連しております。

当初事業計画者が仕事の都合により転居が難しくなり、専用住宅の建築を断念したことにより、譲受人が承継して店舗用地等に計画変更するものであり、申請の用途に供することの現実性について問題はなく、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇から〇〇方面に〇〇〇〇〇〇へ行く交差点信号、その左側です。

権利の内容は、賃借権の設定です。

この申請は、当初事業計画者が平成18年に専用住宅用地の転用許可を受けておりますが、

許可後東京での勤務となったため承継するものです。

また、申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意

見について審議を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページです。

整理番号1番、転用目的は長屋住宅用地です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で、第3種農地であります。

なお、申請地は香取市小見川第一土地改良区の受益地のため、転用に係る開発同意を得て
おります。

以上の1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは6ページから8ページで、整理番号1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は進入路用地で権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号2番から5番は同一事業であります。

転用目的は店舗および駐車場用地で、権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第二種住居地域で、第3種農地であります。

なお、申請地は香取市小見川第一土地改良区の受益地のため、転用に係る開発同意を得ております。

また、他法令関係は都市計画法第29条の規定に基づく開発行為に係る指導を受けているほか、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認申請、香取市法定外公共物土木工事施行許可申請、香取市法定外公共物占用許可申請、香取市埋立条例が該当し、関係各課において申請済みまたは指導を受けております。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転であります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域で、第3種農地であります。

整理番号7番、転用目的は駐車場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。

整理番号8番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地であります。
以上の8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 議案第4号の事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

このうち、整理番号2番から5番の案件については、現地調査を行い、その他の案件については書類および写真により審査を行いました。

最初に、書類および写真で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件について、整理番号2番から5番は同一事業案件であります。

現地調査の結果から、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の指導を受けて店舗等を建築するものであること。

また、他の農地に被害を及ぼす影響および申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号1番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇より〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇〇を右折、そこから〇〇メートル位行くと〇〇〇〇〇〇がありますので、そこを右折した所から更に〇〇メートル位行った左側に位置します。

権利内容は、所有権の移転です。

譲受人は、申請地の隣接地である自己所有の畑および山林への道がないため、進入路を確保する計画をしたものです。

申請地は現況のまま利用し、用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、污水・雑排水の発生はありません。

また、隣接農地はありません。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番から5番の4件について、5番 飯森委員。

5番飯森委員 整理番号2番から5番につきましては、関連案件でありますので高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇より〇〇方面へ行き〇〇〇〇〇〇へ行く交差点の所の信号の左側です。

権利内容は、賃借権の設定です。

譲受人は、〇〇〇に本店がある医薬品類の販売事業等を営む法人ですが、国道沿いで駅に近く需要が見込まれる申請地に店舗を建築する計画をしたものです。

申請地は山砂での埋立てを予定し、用水は公営水道を利用、雨水は敷地内に貯留槽を設けオーバーフローについては既設水路へ放流します。

汚水・雑排水は公共下水道に放流します。

また、隣接農地にはブロック等で土留めを設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

〇〇〇〇を右に〇〇〇〇方面へ100メートル位先を右折します。〇〇〇〇〇〇〇〇の脇になります。

権利内容は、所有権の移転です。

譲受人は、現在妻と子供3人の5人で借家に住んでいますが、手狭となったため専用住宅を建築する計画をしたものです。

申請地は埋立を行わず整地し、用水は公営水道を利用、雨水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道に放流します。

また、隣接農地には、生垣等を設けることで土砂流出の防止を図ります。

水・雑排水の発生はございません。

また、周囲にフェンスを設けることで隣接農地への土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第12次農用地利用集積計画1番から192番までの申請であります。議案書の9ページから89ページです。

所有権移転が2件、9,536㎡で、すべて田です。

次に、使用貸借権設定が2件、2,643㎡で、すべて田です。

次に、賃借権設定の新規が8277件、278,522.29㎡、このうち田が225,800.29㎡、畑が52,722㎡です。

続いて、再設定が78件、283,352㎡、このうち田が250,768㎡、畑が32,584㎡です。

次に、農地中間管理事業です。

賃借権設定の新規 28 件、174,759 m²、このうち田が 157,089 m²、畑が 17,670 m²です。

以上 192 件の第 12 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 5 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 8 番から 11 番の 4 件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号は整理番号 8 番から 11 番の 4 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 8 番から 11 番の 4 件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

続きまして、同じく、議案第 5 号 整理番号 93 番、95 番、99 番の 3 件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号93番、95番、99番の3件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号93番、95番、99番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く185件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く185件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の7件を除く185件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に

対する意見を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは90ページから103ページです。

賃借権設定の新規が9件、174,759㎡、このうち田が157,089㎡、畑が17,670㎡です。

以上、9件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第6号 整理番号9番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号9番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く8件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く8件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く8件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更について。下記のとおり香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更について審議を求める。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

本案件については、管理班長より、ご説明いたします。

事務局管理班長 ご説明いたします。

平成30年度4月1日より玉造区の行政区を東大戸地区から新宿区へ変更することとなりました。これに伴い香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部を変更する必要性が生じております。

お手元の資料に配布しました「農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定に農業委員会は前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」とあります。この規程にしたがいまして、香取市農地利用最適化推進委員の担当区域および定数を定める告示を定めているところでございます。

変更の場合も同様の措置をするようになります。この告示の一部改正を行うため事前に総会の承認を必要とするものでございます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、2件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、24件であります。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件であります。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成30年3月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件であります。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時55分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人